

広島県告示第九百八十九号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の三の規定によつて、広島県の等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員の数を別冊のとおり公表する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯崎英彦